平成３０年度

公益財団法人岡山県産業振興財団中小企業外国出願支援事業補助金交付要綱

（通則）

第１条 公益財団法人岡山県産業振興財団（以下、「財団」という）中小企業外国出願支援事業の間接補助金の交付については、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(経済産業省平成２９年３月２８日２０１７０３１０特第５号。)及び同実施要領（経済産業省平成２９年３月２８日２０１７０３１０特第６号。）によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条 本間接補助金は、岡山県内に所在する中小企業者が行う、外国での戦略的な事業展開のための特許出願等を支援し、県内産業の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第３条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和３８年法律第１４７号。)第２条第１項第１号から第３号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が３分の２以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者)をいう。

ただし、本条第４項に定める地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成１０年３月２５日法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）をいう。

２ この要綱において、「特許出願等」とは、特許出願、意匠登録出願及び商標登録出願をいう。

３ この要綱において、「冒認出願」とは、日本国において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願をいい、「冒認対策商標」とは、冒認出願対策を目的とした商標登録出願をいう。

４ 「地域団体商標」とは、商標法（昭和３４年４月１３日法律第１２７号）第７条の２に規定する商標をいう。

５ この要綱において、「代理人等」とは、中小企業者が発注する外国特許庁への出願業務を遂行する国内代理人（弁理士等）もしくは外国代理人をいう。

（補助対象者）

第４条 本間接補助金の対象者は、県内に本社・事務所、工場等を有する中小企業者とする。

（間接補助金の交付）

第５条 財団は、第２条の目的の達成に資するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う県内に所在する中小企業者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、当該補助事業に要する同表の第２欄に掲げる助成対象経費について予算の範囲内で間接補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記 に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本間接補助金の交付対象としない。

２ 間接補助金の補助率は、前項の助成対象経費の２分の１以内とする。

３ 上限額は、１企業及び１出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

（１）１企業に対する１会計年度内の間接補助金の総額 ３００万円

　　　（複数案件の場合。ジェトロへの申請分含む）

（２）１出願に対する間接補助金の総額

（ア）特許出願 １５０万円

（イ）実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）

 ６０万円

（ウ）冒認対策商標 ３０万円

（交付申請の時期）

第６条 本間接補助金の交付申請は、様式第１－１（冒認対策以外の国出願） または様式第１－２（冒認対策商標出願）により理事長が別定める日まで行わなければならない。

２ 交付申請者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（間接補助金交付事業の審査及び採択基準）

第７条 財団は、申請書の提出があったときは、当該申請書に基づき予備的な審査を行った上で、別に定める審査委員会に諮り、間接補助対象企業の選考を行うものとする。

審査委員会においては、以下の要件等に合致する企業及び出願を選定するものとする。

（１）外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲がある中小企業者であること

（２）助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者であること

（３）助成を希望する商標登録出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、冒認出願対策として当該権利の活用を計画している中小企業者であること

（４）申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等（ＰＣＴ出願、本国特許庁へのマドリッド議定書に基づく国際登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）を含む。）を行っている出願であって、年度内に外国特許庁への出願を行う予定があること。

（５）本間接補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者であること。

（６）本要領その他補助事業者が別に定める必要な事項に基づく間接補助事業者から補助事業者への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する代理人等の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者。

（７）国内の先行特許調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性が否定されないと判断される出願であること

（８）国や自治体等の支援機関が行う補助事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者等であること。

（９）産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

（交付決定の時期等）

第８条 本間接補助金の交付決定は、交付申請を受けた後、審査委員会を開催した日から起算して、原則として３０日以内に行うものとする。

２ 本間接補助金の交付決定通知は、様式第２によるものとする。

３ 財団は、第６条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額について、間接補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

４ 財団は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第９条 間接補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に財団に書面をもって申し出なければならない。

（間接補助事業の経理等）

第１０条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２ 間接補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を間接補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第１１条 間接補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第３による申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（イ）間接補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（２）間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（債権譲渡の禁止）

第１２条 間接補助事業者は、第８条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第1.08号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の２に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２ 財団が第１６条第１項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者が財団に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）財団は、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質　権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）財団は、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３ 第１項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が定める規定に基づき、財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

第１３条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第４による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１４条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第５による状況報告書を財団に提出しなければならない。

（実績報告）

第１５条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して３０日を経過した日又は当該年度内であって理事長が別に定める日のいずれか早い日までに様式第６による実績報告書を財団に提出しなければならない。

２ 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月２０日までに前項に準ずる実績報告書を財団に提出しなければならない。

３ 間接補助事業者は、第１項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、財団は期限について猶予することができる。

４ 間接補助事業者は、第１項又は第２項の実績報告を行うに当たって、間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（間接補助金の額の確定等）

第１６条 財団は、前条第１項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が間接補助金の交付の決定の内容（第１１条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき間接補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。

２ 財団は、間接補助事業者に交付すべき間接補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える間接補助金が交付されているときは、その超える部分の間接補助金の返還を命ずる。

３ 前項の間接補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（間接補助金の支払）

第１７条 間接補助金は前条第１項の規定により交付すべき間接補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

２ 間接補助事業者は、前項の規定により間接補助金の支払を受けようとするときは、様式第７による精算（概算）請求書を補助事業者に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う間接補助金の返還）

第１８条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第８により速やかに財団に報告しなければならない。

２ 財団は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 第１６条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第１９条 財団は、第１１条第１項第３号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第８条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）間接補助事業者が、法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づく補助事業者の処分若しくは指示に違反した場合

（２）間接補助事業者が、偽りその他不正の手段によって、交付の申請をし、交付決定を受けたと認められる場合

（３）間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合

（４）間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

（５）交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（６）間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

２ 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する間接補助金が交付されているときは、期限を付して当該間接補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

３ 財団は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る間接補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４ 第２項に基づく間接補助金の返還については、第１６条第３項の規定を準用する。

（守秘義務）

第２０条 財団は、補助事業の実施により知り得た間接補助事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

２ 財団は、前項の規定に関わらず、少なくとも、間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別について外部公表しなければならない。また、個々の間接補助事業者の交付決定金額や採択件数についても、経済産業省の判断で必要となる場合があることから、経済産業省からの指示に基づき、これらの事項についても公表するものとする。なお、財団は、当該事項について公表されることを、間接補助事業者から了解を得ておかなければならない。特段の事情により、間接補助事業者から了解が得られない場合には、経済産業省と協議の上、公表するかどうか及び公表の方法等について決定する。

（査定結果の報告）

第２１条 間接補助事業者は、間接補助事業により行った外国特許庁への出願について、財団の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、間接補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について査定結果を受領するまで毎年３月末現在の状況を５月末日までに査定状況を様式第９により報告すること。

（支援効果の確認及び普及）

第２２条 財団は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後５年間、間接補助事業者に対する調査等を通じて、随時、補助事業による支援効果の確認として、間接補助事業に係る事業化状況等の確認を行うものする。ただし、５年間の経過後も査定結果が出ていない場合は、補助事業による支援効果の確認を継続するものとし、５年間の経過前後にかかわらず次の各号に掲げる査定結果が出た場合については、当該各号に定めるところによる。

（１）登録査定の場合は、支援を受けてから５年間、または審査結果が出てから１年間のいずれか長い方の期間を支援効果の確認対象期間とする。

（２）拒絶査定の場合は、査定日以後は支援効果の確認を要しない。

２ 財団は、間接補助事業により外国特許庁への出願を行った事例のうち、間接補助事業者における事業効果が確認できた案件について、間接補助事業者の了解を得た上で、他の中小企業に情報提供することにより、中小企業全般における産業財産権に係る外国出願の促進等に資するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第２３条 間接補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について間接補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第２４条 財団は、この要項に定めるもののほか、間接補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

（附則）

この要領は平成３０年度の補助事業から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | ２ |
| 外国での戦略的な事業展開を目的として特許出願等を行う事業（注１） | 助 　成　 対　 象　 経　 費（注２） |
| 経 費 区 分 | 内 容 |
| 外国特許庁への出願手数料 | 外国特許庁への出願に要する経費（注３） |
| 現地代理人費用 | 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費 |
| 国内代理人費用 | 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費 |
| 翻訳費用 | 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費 |
| その他（外国特許庁への出願に関連する通信費、振込手数料、など）のうち理事長が必要と認める経費 | 本事業を実施するために理事長が特に必要と認めた経費（注４） |

（注１）

・あくまでも外国に出願する段階での補助であり、申請時点において、日本国特許庁に特許（PCT出願を含む）、実用新案出願、意匠出願、商標出願（国際商標登録出願、冒認対策商標出願を含む）を行っていることが必要となります。日本国特許庁への出願は、当該補助年度内である必要はありません。特許、実用新案、意匠は優先権主張期間内に外国特許庁へ出願する案件が対象となります。

（注２）

・認められない経費としては、国内出願費用、PCT出願費用（国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。）、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料、国内出願・PCT出願の弁理士費用、先行技術調査費用等です。

・中国経済産業局の交付決定日以降に間接補助事業者が支払った費用に限られます。

（注３）

・外国出願料には、出願と同時に審査請求料を支払う場合には審査請求料も含まれますが、登録料は同時に行う場合でも対象外です。

（注４）

・マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）に基づく国際商標出願については、二段階納付制度を採用している国（ｶﾞｰﾅ、ｷｭｰﾊﾞのみ）以外では、個別手数料に登録料が含まれるため、対象外です。

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金充当額を記載。

※経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書を添付すること。